

法令に基づく届出は必要ありませんか？

施設を設置・変更する場合、環境法令に基づく市への事前の届出が必要になることがあります。届出の必要はないか、工事着手前にもう一度ご確認ください。既設の施設につきましても、環境法令に基づく届出漏れがないか、改めてご確認ください。

届出が必要な施設は？

- 大気汚染防止法 ⇒ ボイラー，乾燥炉，ベルトコンベアなど
- 水質汚濁防止法 ⇒ 廃ガス洗浄施設，自動式車両洗浄施設，有害物質の貯蔵タンクなど
- 騒音規制法 ⇒ コンプレッサー，送風機など
- 振動規制法 ⇒ 金属加工機械，破碎機など
- ダイオキシン類対策特別措置法 ⇒ 小型の廃棄物焼却炉など
- 栃木県生活環境の保全等に関する条例 ⇒ 廃ガス洗浄施設，石材加工の用に供する湿式切断施設，クーリングタワーなど

届出の期日は？

- 大気・水質・ダイオキシン類関係の施設 ⇒ 工事着手の60日前
- それ以外の施設 ⇒ 工事着手の30日前

届出をせずに特定施設の設置・変更を行った場合は？

- 無届の設置・変更が判明した場合は，直ちに市へ報告してください

<故意である場合等，悪質な場合は，以下のような処罰を受ける可能性があります>
・ 3ヶ月以下の懲役 又は 20万円以下の罰金（水質汚濁防止法の例）

※工場・事業場の名称等を変更した際にも，市への届出が必要です。